

償却資産の申告をお忘れなく

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

具体的には、次のようなものです。

申告が必要な資産

- 税務会計上、減価償却の対象となる資産
- 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産（10万円未満でも、減価償却を行うことができるものは対象となります。）
- 税務会計上、償却済となった資産であっても、現に事業のために使用されているもの
- 遊休・未稼働資産であっても、いつでも事業のために使用できるもの
- 他の事業者にも事業用として貸付けをしている資産（リース資産）
- 割賦購入資産で、割賦金が完済していなくても、事業の用に使用している資産
- 賃借人が賃借している家屋に施した事業用造作設備及び建物付属設備（賃借人が申告してください。）

償却資産の種類

- 1 構築物
舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、受変電設備、その他建築設備、内装・内部造作等
- 2 機械及び装置
各種製造設備等の機械及び装置（太陽光発電設備等）、クレーン等建設機械、立体駐車場設備等
- 3 船舶
ボート、釣船、漁船、遊覧船等
- 4 航空機
飛行機、ヘリコプター、グライダー等
- 5 車両及び運搬具
大型特殊自動車（分類記号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両）等
- 6 工具、器具及び備品
パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立等

償却資産の申告 Q&A

Q1	償却資産の申告をするのは誰ですか。
A1	毎年1月1日現在で、個人や法人で事業を行っている人のうち、事業用資産を所有されている人です。
Q2	償却資産の申告はしないといけないのですか。
A2	地方税法第383条の規定に基づき、毎年1月1日現在の償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数等を1月31日までにその償却資産の所在地の市町村に申告しなければならないとされています。所有する事業用資産が少ない場合でも、申告していただく必要があります。
Q3	申告をしないとどうなるのですか。
A3	市町村の条例で10万円以下の過料を科されることがあります。また、地方税法第408条の規定に基づいて、現地調査を行い、その結果として固定資産税が課税になる場合があります。その際には、併せて延滞金を徴収することがあります。
Q4	申告はどのようにすればよいですか。
A4	毎年1月31日までに大子町役場税務課(毎年1月1日現在資産が所在する市町村)へ提出してください。 申告書の様式等は毎年12月20日前後に郵送でお送りします。(前年の申告内容によって、通知のみの場合があります。) 申告書の様式等が必要な場合には、大子町役場税務課(0295-72-1116)へご連絡ください。 大子町では、インターネットを利用した地方税の電子申告システム【エルタックス(eLTAX)】による申告を受け付けています。 詳しくは、eLTAX ホームページ(http://www.eltax.lta.go.jp)をご覧ください。
Q5	耐用年数を経過し、減価償却の終わった資産も申告しなければいけませんか。
A5	国税(法人税、所得税)の場合は1円まで償却できますが、固定資産税(償却資産)は取得価格の5%が評価額の最低限度額として残ります。資産として所有している限り、資産として申告が必要です。

その他不明な点については、大子町役場税務課(Tel0295-72-1116)へお問合せください。